

【令和 4 年度京都市会日程等周知ポスター・チラシ版下制作業務受託候補者選定に係る評価基準】

1 基本的な考え方

受託候補者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行う。提案内容の評価は、次のとおり、技術力と見積価格を総合的に評価し、評価の最も高い提案者を受託候補者とする。(ただし、提案者が 1 団体の場合、採点結果が一定点数(70 点)以上を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、その団体を受託候補者とする。)

2 選考基準

(1) 技術力の評価

提案書に基づき内容の評価し、「技術点」を与える。

「技術点」は 90 点満点とする。

(2) 見積価格の評価

見積価格を後に示す計算式に基づき計算し、「価格点」を与える。

「価格点」は 10 点満点とする。

(3) 受託候補者の選定方法

「技術点」及び「価格点」を合計し、合計点数が最も高い者を受託候補者とする。

(4) 合計点数が最も高い者が 2 以上あるとき(同点)の対応

ア 提案者それぞれの「技術点」と「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を受託候補者とする。

イ 提案者それぞれの「技術点」と「価格点」が同じ場合

くじ引きにより、受託者を選定する。

3 技術点の算出方法

(1) 評価項目及び配点

別紙「提案内容評価票」に基づき採点する。

(2) 評価方法

ア 計算方法

技術点 = (配点 × 評価係数) の合計

※ 評価係数…各審査委員が評価対象の各項目を下記の 5 段階で評価する。

判定	評価	評価係数
A	本市の要求水準を超える非常に優れた評価要素がある。	1
B	本市の要求水準を超える優れた評価要素がある。	0.8
C	本市の要求水準を超える評価要素がある。	0.6
D	本市の要求水準を満たす評価要素が少ない。	0.4
E	本市の要求水準を満たす評価要素がない。	0.2

イ 採点方法

各審査委員の技術点の平均点を最終的な「技術点」とする。

4 価格点の算出方法

(1) 計算方法

価格点 = 10点 × (最低提示価格 / 貴社提示価格)

(2) 留意事項

貴社提示価格が、京都市会事務局が示した契約上限額を超えている業者は、技術点が優れている場合であっても採用しない。

【提案内容評価票】

○技術点

評価内容	配点
1 デザイン (感覚的に適当であり，そのうえで市民の目を引くデザインとなっているか。)	
写真やイラスト等の図案 (使用している写真やイラストが適当であり，目を引くか。)	1 5
コンテンツのレイアウト (タイトルやキャッチコピー，日程やロゴ等素材の配置が適当であるか。)	1 5
フォントの種類や大きさ (使用しているフォントが適当であるか，大きさは見やすいものであるか。)	1 5
配色 (全体的なカラーコーディネートが適当であるか。)	1 5
2 広報・周知の工夫や効果 (市会を知っていただく工夫などがあり，市会ホームページやフェイスブック等の他の広報媒体への誘導が期待できるか。)	
周知のための仕掛け (市会を知っていただく工夫がなされているか。)	1 5
期待できる効果 (市会ホームページやフェイスブック等に誘導する効果が期待できるか。)	5
3 制作体制	
組織体制 (受注に当たっての組織体制は適当であるか。)	5
4 制作実績	
受注実績，制作実績 (過去の受注実績や制作実績は十分であるか。)	5
小 計	9 0

※ 技術点＝（配点×評価係数）の合計

○価格点

計算方法	配点
価格点＝10点×（最低提示価格／貴社提示価格）	10